

秋田県一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、公告する。

令和5年1月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 委託名称及び数量 | 高速走行抑止システム撤去委託 1式 |
| (2) 委託場所 | 秋田市上北手古野字大繋沢先 |
| (3) 委託内容 | 高速走行抑止システム撤去委託 |
| (4) 委託期間 | 契約締結日から令和5年3月31日まで |

2 委託概要

- (1) 委託場所に設置された予告看板柱、警告端末装置（車両感知器）柱、警告端末装置（速度警告板）柱及び撮影端末装置F型柱の撤去
- (2) 委託場所に設置された機器搭載柱の杭基礎（アンカーポール）の撤去

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（とび・土工工事業）を受けていること。
- (3) 令和4年度秋田県建設業者等級格付名簿の一般土木工事（等級は問わない）に登載されていること。
- (4) 当該委託契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

4 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目1番5号
秋田県警察本部本庁舎3階会計課管財係 電話018(863)1111
- (2) 委託の内容に関すること
郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目1番3号
秋田県警察本部第二庁舎5階交通規制課交通管制係 電話018(863)1111
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
令和5年1月27日（金）から令和5年2月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く）の間に、時間は午前9時から午後5時の間とする。ただし、令和5年1月27日（金）については、午後1時から午後5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という）の提出期間、場所及び方法

令和5年1月27日（金）から令和5年2月6日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く）に、4(1)に掲げる場所に郵送等により1部提出すること。提出時間は午前9時から午後5時までの間とする。

- (5) 入札執行の日時及び場所

令和5年2月9日（木）午前9時00分 秋田県警察本部 3階 会計課

5 入札保証金に関する事項

免除とする。

6 その他

- (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札の無効

規則第166条各号に掲げる入札、又は申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした物が2人以上あるときは、くじにより決定する。

- (4) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

令和 5 年 1 月 27 日

入札執行者

秋田県警察本部会計課長

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）秋田県財務規則（昭和39年規則第4号。以下「財務規則」という）、及び本件入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、秋田県警察本部が発注する委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 担当部局

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部3階会計課 電話018(863)1111

2 入札に付する事項

- (1) 委託名称及び数量 高速走行抑止システム撤去委託 1式
- (2) 委託場所 秋田市上北手古野字大繋沢先
- (3) 委託内容 高速走行抑止システム撤去委託
- (4) 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な要件

次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（とび・土工工事業）を受けていること。
- (3) 令和4年度秋田県建設業者等級格付名簿の一般土木工事（等級は問わない）に登載されていること。
- (4) 当該委託契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

4 入札参加資格確認申請等

- (1) 入札説明書等の交付場所

郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部3階会計課管財係 電話018(863)1111

(2) 入札説明書の交付日時

令和5年1月27日（金）から令和5年2月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く）の間で、時間は午前9時から午後5時の間とする。ただし、令和5年1月27日（金）については、午後1時から午後5時までの間とする。

(3) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書【様式第1号】（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を令和5年2月6日（月）午後5時までに4(1)に掲げる場所に郵送等により1部提出すること。

なお、用紙については4(1)において、4(2)に掲げる期間内に交付する。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

令和5年2月7日（火）までにFAX等で通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和5年2月8日（水）までに、4(1)に掲げる場所に書面又はFAXで提出すること。質問書の様式は申請者が任意に作成する。理由は、令和5年2月9日（木）までに書面で回答する。

(5) 入札参加者の辞退

申請書を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(6) 質問及び回答

質問は、令和5年2月7日（火）まで4(1)に掲げる場所に書面又はFAXで提出すること。質問書の書式は申請者が任意に作成する。回答は、令和5年2月8日（水）までに書面で、4(1)の場所において閲覧により行う。また、質問者に対しては回答をFAX等により別途行う。

5 入札執行の日時及び場所

令和5年2月9日（木）午前9時00分 秋田県警察本部 3階 会計課

6 入札書等の提出等

(1) 入札書の様式

別添入札書の様式とする。

(2) 入札の方法

ア 入札書は、入札者又は代理人が4(1)に掲げる場所に持参又は郵便等により提出すること。

イ 入札書は、「秋田県知事 佐竹敬久」宛てとする封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「契約名」を記載のうえ提出すること。入札は2回まで実施する場合があるため、入札書は2通まで提出できる。その際、2回目の入札書には「再入札書」と明示すること。なお、開封しなかった入札書は入札者に返還する。

ウ 代理人が提出する場合は、別添の委任状を入札書と併せて提出すること。

(3) 入札書の提出期限

開札日時までに4(1)に到着すること。

(4) 郵便による入札

郵送により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて封かん
のうえ、「入札者の法人名等」、「開札日」及び「契約名」を記載すること。外封筒には、
入札書在中である旨を記載すること。

なお、4 (1)に掲げる場所に簡易書留により、開札日時までに到着すること。

7 開札の方法等

(1) 開札は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を要する。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関 係のない職員を代理とし、くじを引かせて落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないとき は、直ちに再度入札を行う。

(4) 入札は原則2回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行 令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者 のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。

8 契約の方法

落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額
を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた
金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札
書に記載すること。

9 守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた者は、秋田県警察本部から提供を受けた文書、図面、デ
ータ等すべて（この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下、総じて「警察本部提示資
料」という。）について守秘義務を負い、第三者に漏洩してはならず、警察本部提示資料
を本件の手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む）に使用してはなら
ない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額とする。

なお、納付方法等については、財務規則の規定による。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格がないことが確認された者が行った入札

(2) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(3) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(5) 入札の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正

した入札

- (6) 委任状がない代理人のした入札
- (7) 記名押印を欠く入札
- (8) (1)～(7)に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

12 落札者の決定方法

財務規則第159条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者が一人であっても、原則として入札を執行するものとする。

13 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

秋田県警察本部会計課 調度係

14 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札に当たっての留意事項を遵守すること。
- (5) 落札者となった者は、秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が3に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 問合せ先

郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部3階 会計課 管財係 電話018(863)1111 内線2265

高速走行抑止システム撤去委託仕様書

令和 5 年 1 月

秋田県警察本部 交通部交通規制課

1 委託場所

秋田市上北手古野字大繋沢先

2 総則

- (1) この作業は「秋田県土木工事共通仕様書（令和3年度10月以降適用）」に基づき施工すること。
- (2) この作業の位置、内容及び材料等については、本仕様書、別添図面及び設計書に基づき施工すること。

3 委託内容

- (1) 委託場所に設置された予告看板柱(1)、予告看板柱(2)、警告端末装置（車両感知器）柱、警告端末装置（速度警告板）柱及び撮影端末装置F型柱を撤去すること。
- (2) 委託場所に設置された機器搭載柱の杭基礎（アンカーポール）を撤去すること。
- (3) 委託場所での各種撤去作業終了後、歩道の原状復旧を行うこと。
なお、歩道の舗装にあっては全幅復旧すること。
- (4) 中央分離帯の開削にあっては、必要最小限とし、必要に応じて、土留め等の措置を行うこと。
- (5) 警告端末装置（車両感知器）から警告端末装置（速度警告板）間の架線を撤去すること。
- (6) 撤去品にあっては、適切にスクラップ処理を行い、処分すること。

4 履行期限

契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

5 留意事項

- (1) 国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所管内の施工箇所であり、秋田国道維持出張所担当職員と打合せを行い、指示事項を履行すること。
なお、道路占用協議に係る資料を契約後速やかに提出すること。
- (2) 道路の原状復旧にあっては、道路管理者の指示事項に従うこと。
- (3) 所轄警察署の道路使用許可条件を遵守すること。
- (4) この作業は、路面開削及び掘削を行うことから、地下埋設物を損傷させることがないように十分注意すること。
- (5) この作業は、構造物撤去のためクレーン作業が伴うことから、架空電線を損傷させることのないよう十分注意すること。
- (6) 作業で発生する撤去材及び産業廃棄物は、適切な処分施設で処理をすること。
- (7) 委託場所は国道であり、車線規制を伴う作業は夜間行うものとし、作業を行うための照明、資材、安全機材は適切に準備すること。
- (8) 委託場所における舗装の復旧にあっては、全幅復旧とする。
- (9) 撤去する施設については、電力及び専用回線の廃止手続きが済んでいるため、その手続きにあっては不要とする。
- (10) クレーン等で各搭載柱を撤去する際は、一時的に通行止めとなるため、関係各所との打合せを密にし作業を行うこと。
なお、可能な限り通行止めの時間が短縮できる作業手順となるよう努めること。
- (11) 杭引き抜き工法については、特に指定を行わないが、確実な工法で行うこと。
- (12) 作業中にあっては、交通整理員を配置すること。

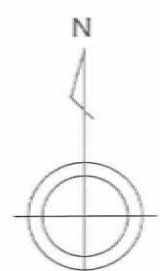
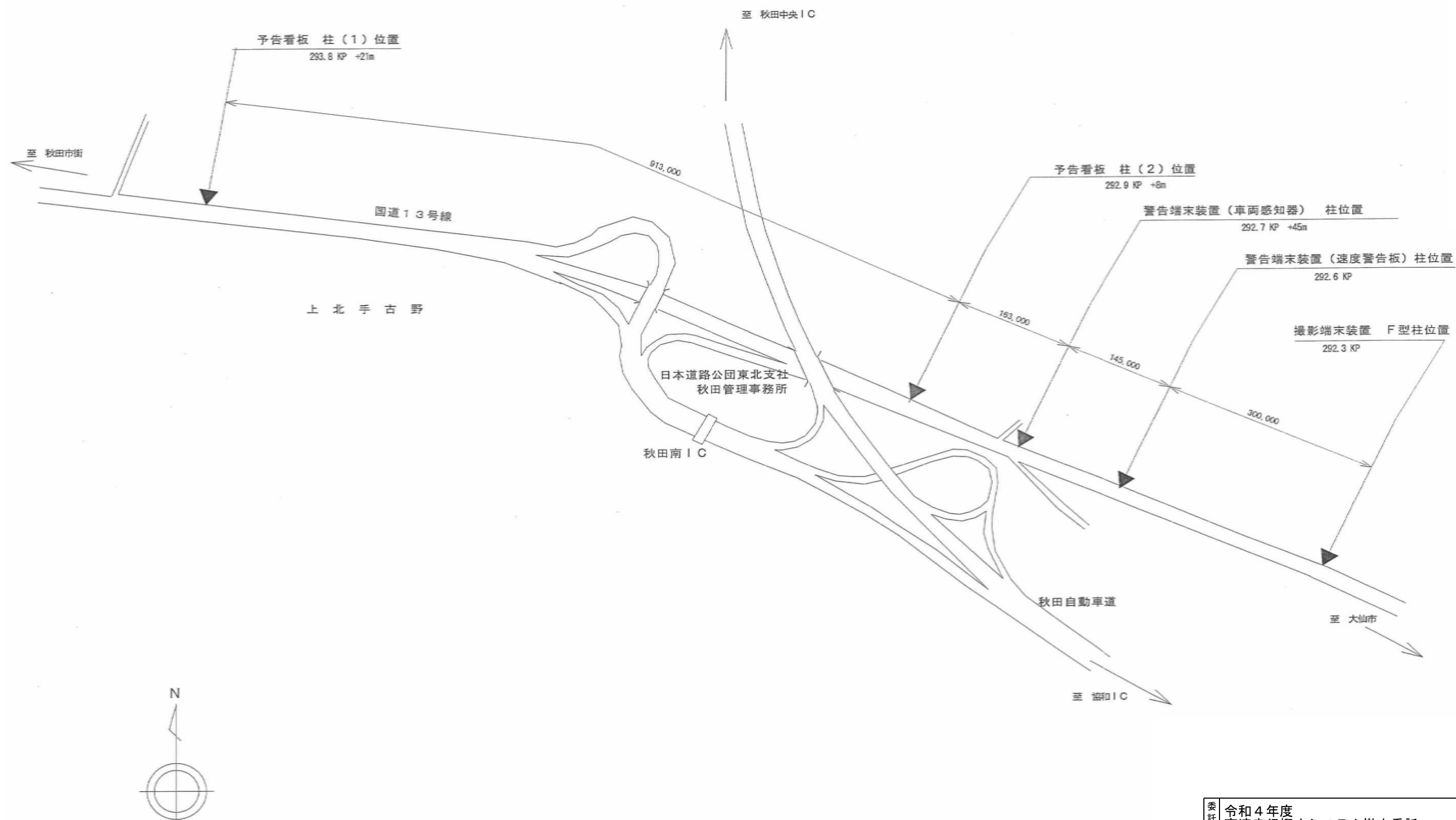
6 業務の確認

業務終了後は、施工箇所全ての完成写真及びの施工中写真を秋田県制定の写真管理基準（土木編）に準じて撮影し、紙媒体により2部提出すること。また、業務完了届を提出し、発注者の確認を受けること。

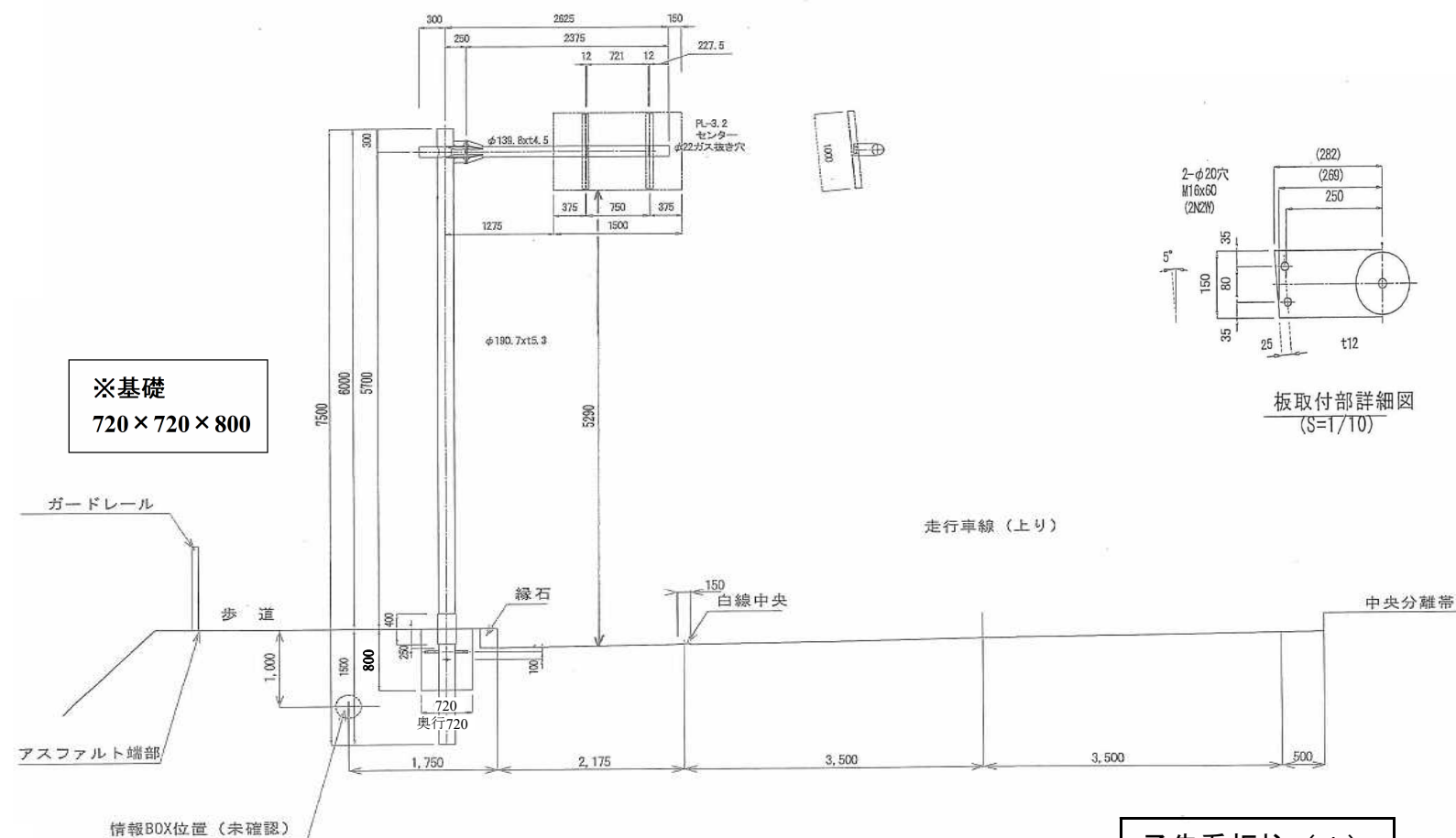
7 その他

この仕様書は作業の大要を示すもので、現況に応じ軽微な部分は、本書に記載のない事項であっても、受注者の負担で実施すること。

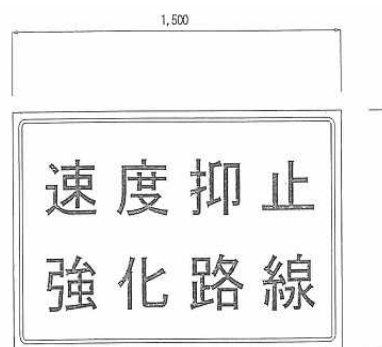
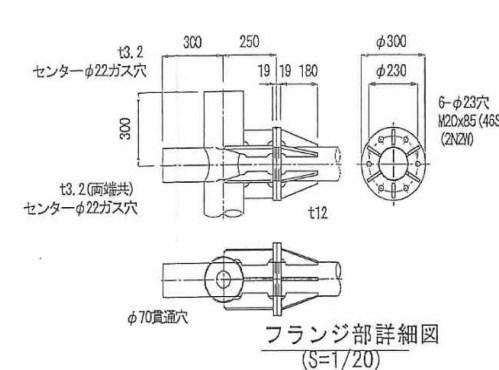
- (1) 業務実施については、本仕様書のほか道路交通法、道路法及び労働基準法等の各関係法令に基づき誠実に実施すること。
- (2) 業務に当たっては、発注者の指示に従うとともに、安全対策に万全を期すこと。
- (3) 受注者はこの業務によって知り得た情報を他に漏らしたり、他の目的に使用しないこと。
- (4) 本仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定する。



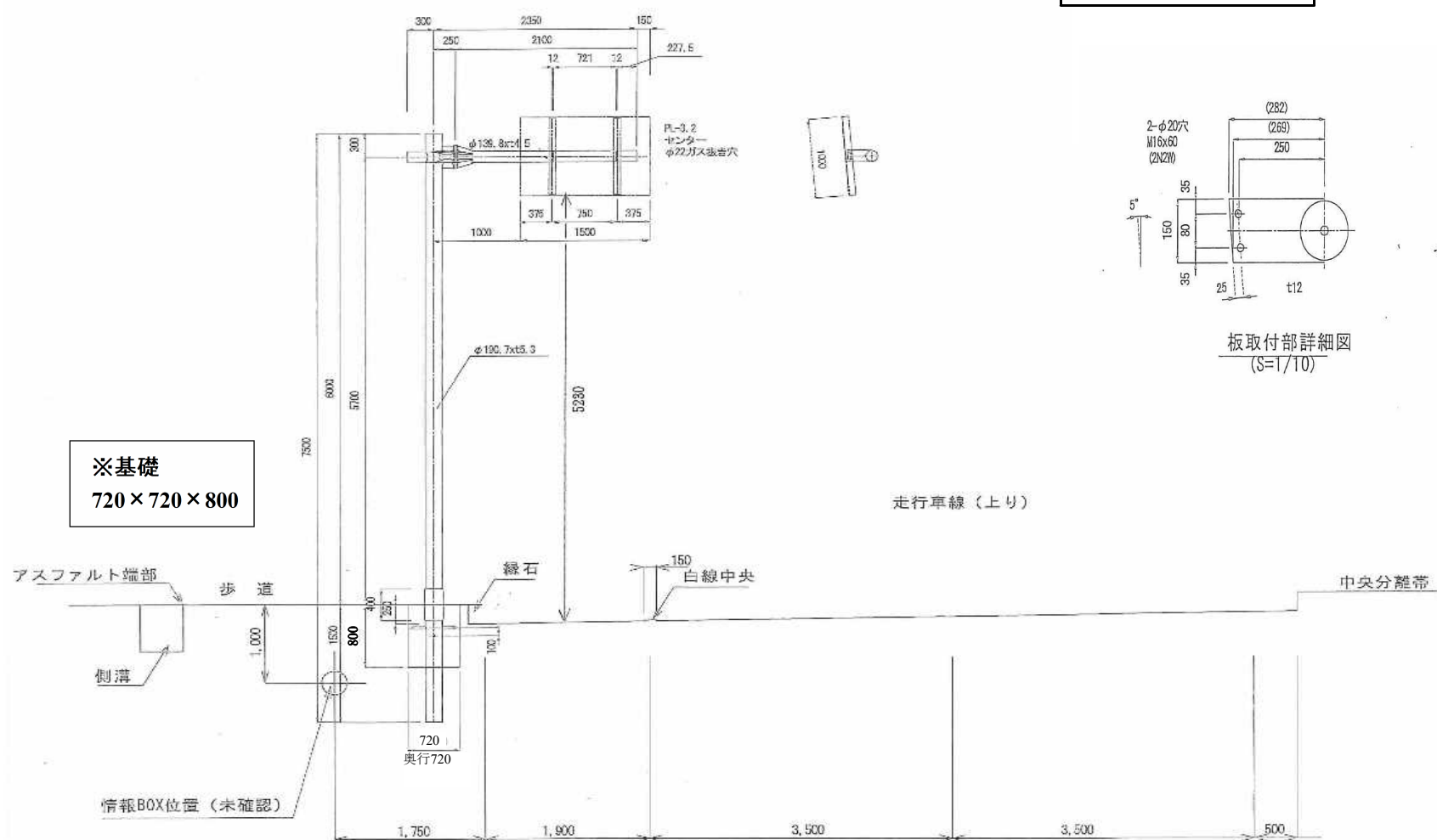
委託名	令和4年度 高速走行抑止システム撤去委託			
図名	全体位置図			
図番	1	縮尺	／	署名 秋田中央
設計	秋田県警察本部			



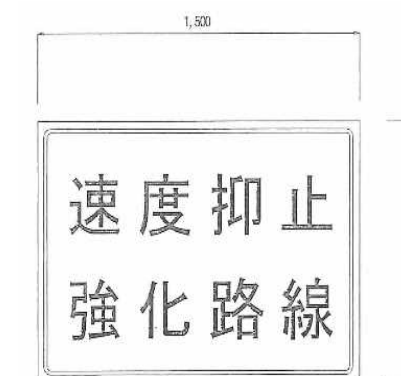
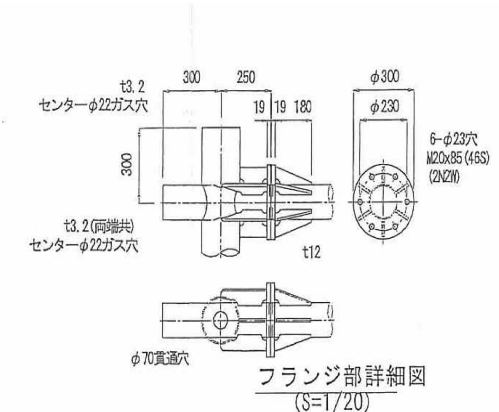
予告看板柱 (1)



予告看板仕様
材質：硬質アルミ



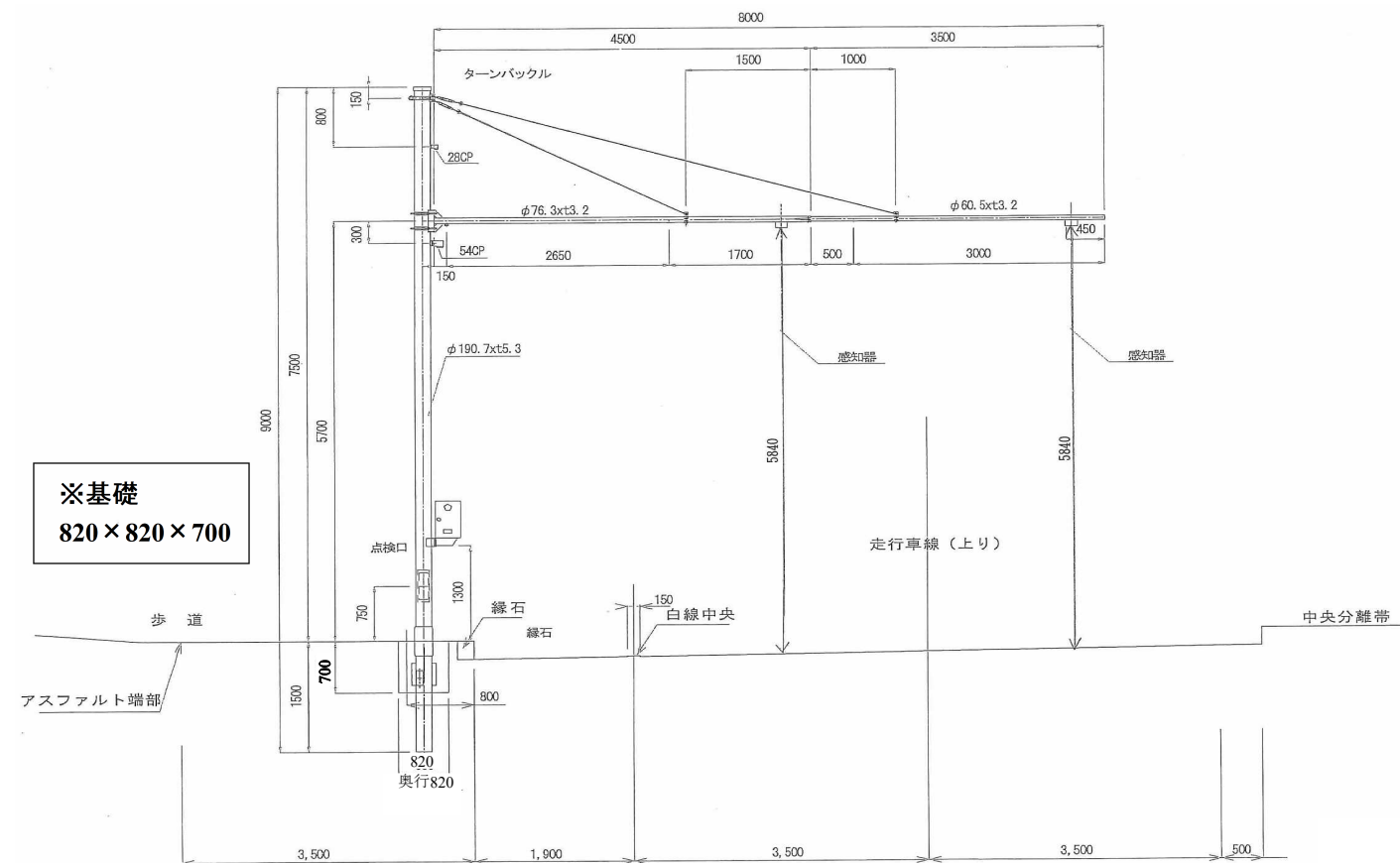
予告看板柱 (2)



予告看板仕様
材質：硬質アルミ

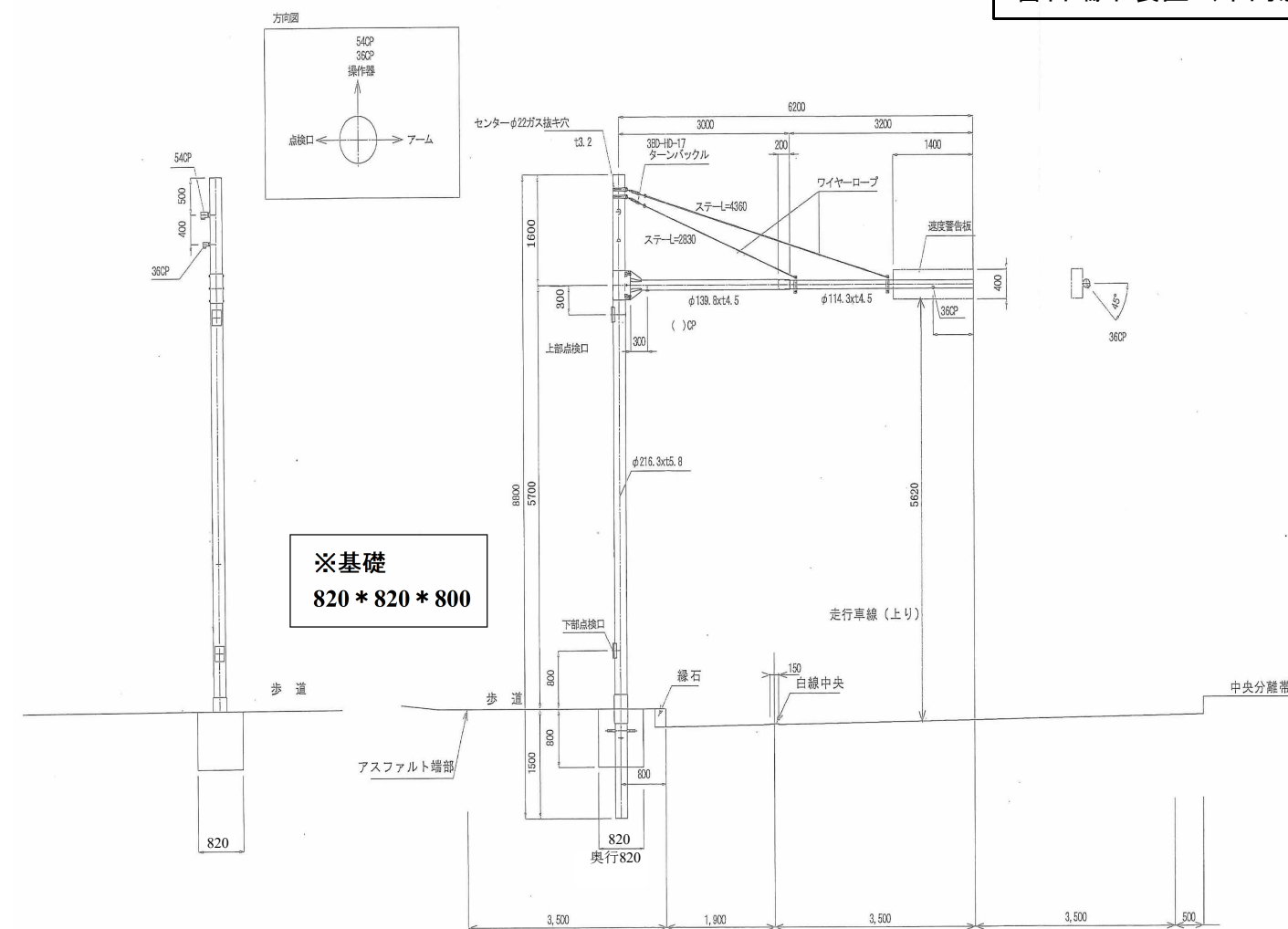
- 特記仕様
- 図示の機器搭載柱及び杭基礎（アンカーポール）を撤去すること。
 - その他詳細にあっては発注者の指示とする。

委託名	令和4年度 高速走行抑止システム撤去委託				
図名	予告看板柱(1)(2) 正面図・詳細図				
図番	2	縮尺	1/20	署名	秋田中央
設計	秋田県警察本部				



※基礎
820×820×700

警告端末装置（車両感知器）柱

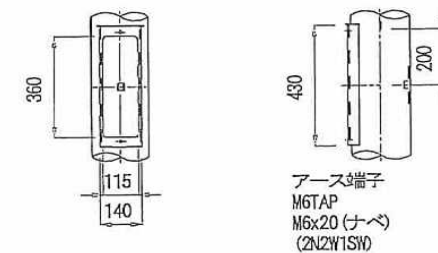
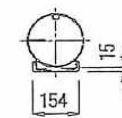


※基礎
820×820×800

警告端末装置（速度警告板）柱

特記仕様

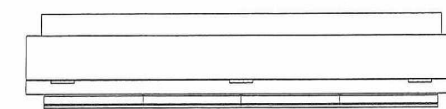
- 1 図示の機器搭載柱及び杭基礎（アンカーポール）を撤去すること。
- 2 その他詳細にあっては発注者の指示とする。



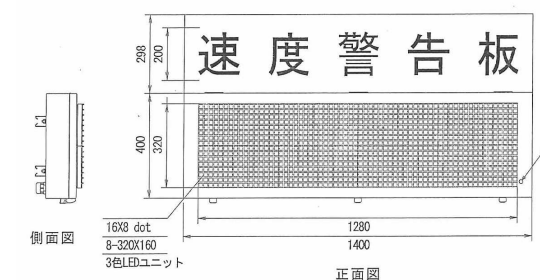
点検口詳細図

(S=1/25)

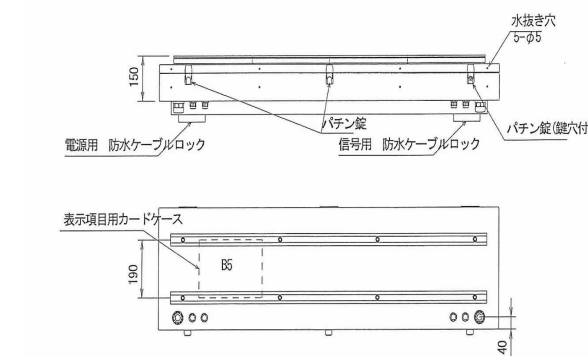
注) 点検口蓋にSD銘板を付ける事
(シール)



平面図

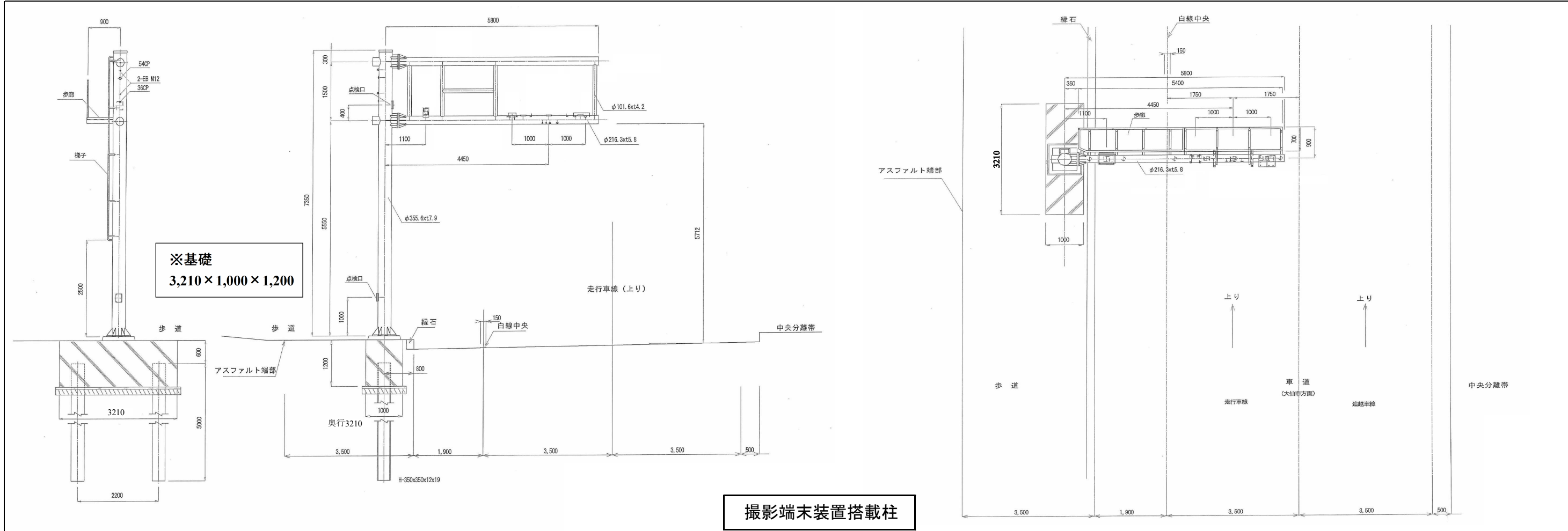


正面図

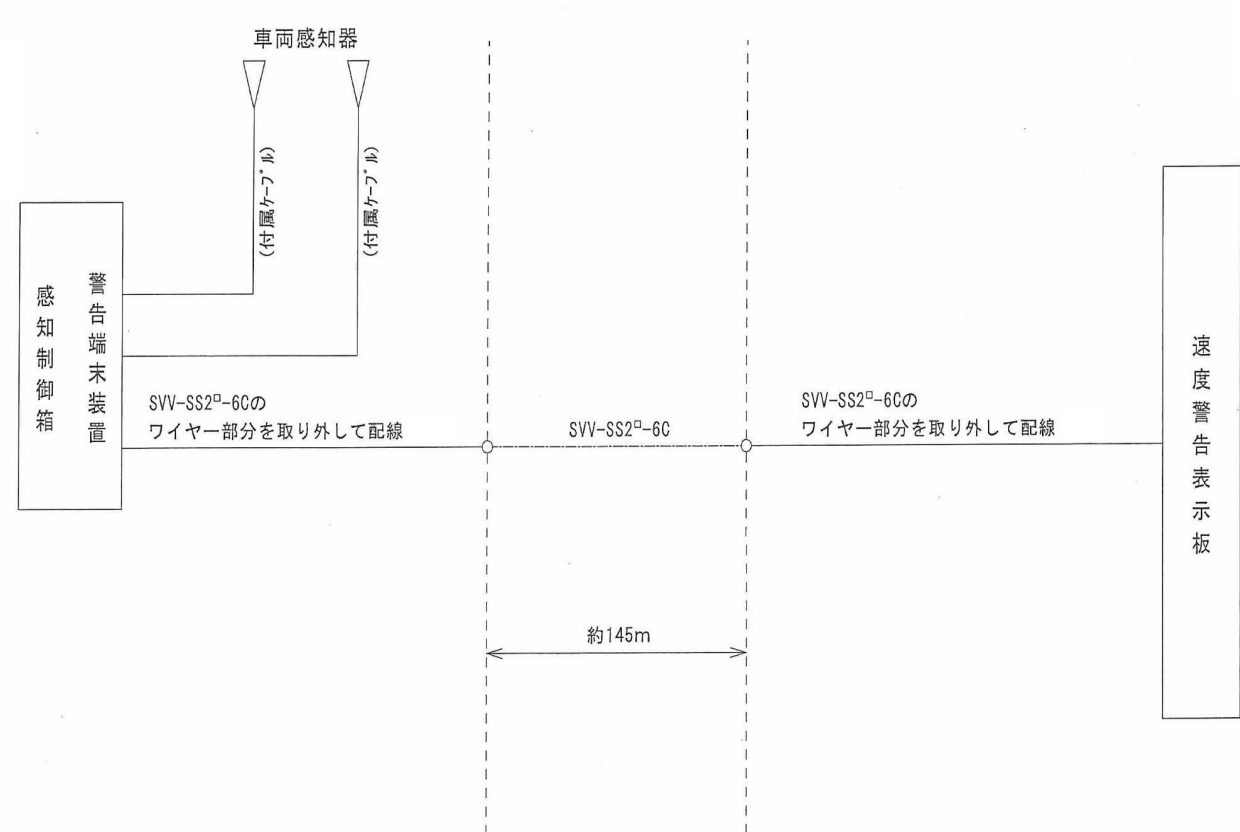


背面図

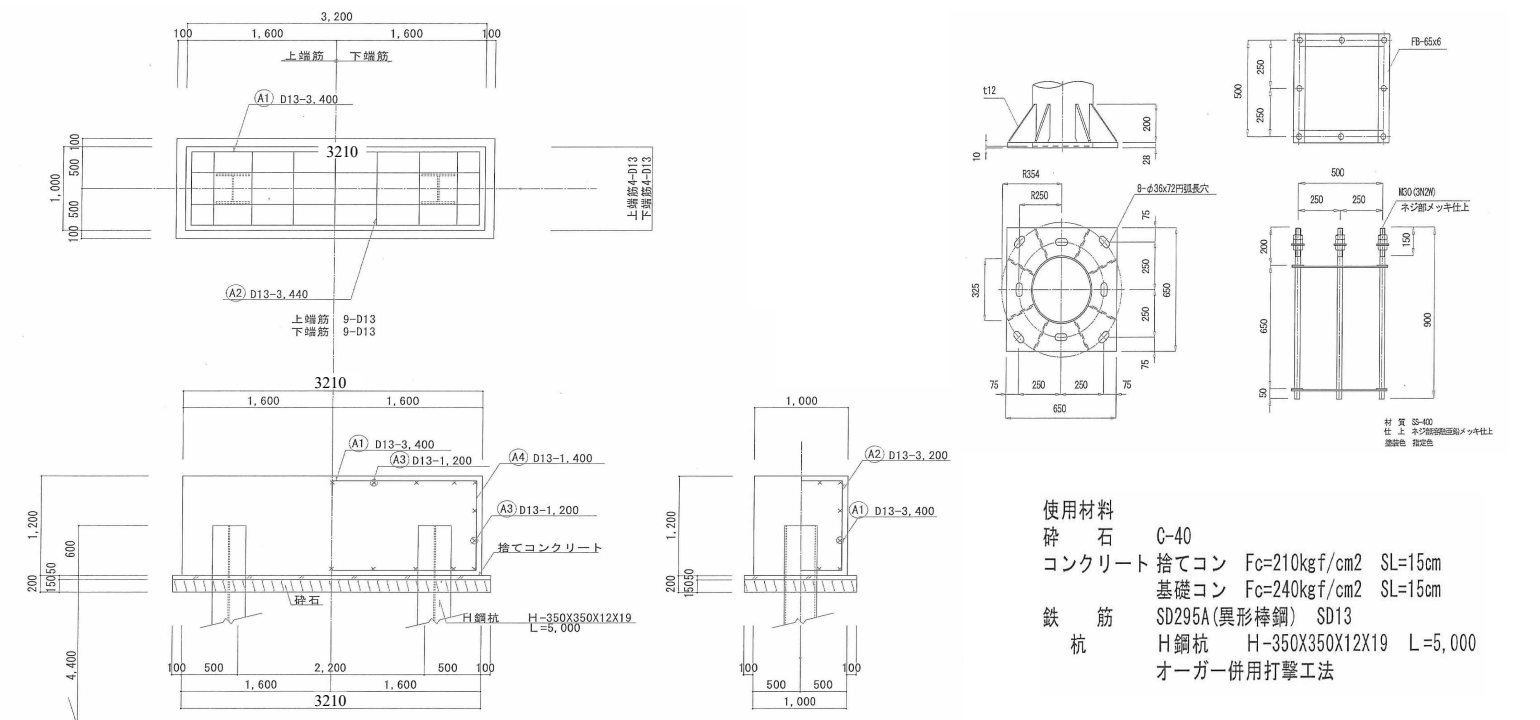
委託名	令和4年度 高速走行抑止システム撤去委託			
図名	警告端末装置柱(車両感知器・速度警告板) 正面図・詳細図			
図番	3	縮尺	1/25	署名 秋田中央
設計	秋田県警察本部			



撮影端末装置搭載柱



速度警告板、警告端末装置接続図（撤去架線）



撮影端末装置搭載柱 基礎詳細図

使用材料
砕石 C-40
コンクリート 捨てコン Fc=210kgf/cm2 SL=15cm
基礎コン Fc=240kgf/cm2 SL=15cm
鉄筋 SD295A(異形棒鋼) SD13
杭 H-350X350X12X19 L=5,000
オーガー併用打撃工法

特記仕様				
1 図示の機器搭載柱及び杭基礎（アンカーポール）を撤去すること。				
2 警告端末装置（車両感知器）から警告端末装置（速度警告板）間の架線を撤去すること。				
3 その他詳細にあっては発注者の指示とする。				
委託名	令和4年度 高速走行抑止システム撤去委託			
図名	撮影端末装置搭載柱 正面図・側面図・平面図 速度警告板、警告端末装置接続図			
図番	4	縮尺		署名 秋田中央
設計	秋田県警察本部			

交通規制課長	管制官	次長	主幹	補佐	係長	係	担当者

経 費 積 算 書

委託名

高速走行抑止システム撤去委託

金額

¥
(¥ ーうち消費税及び地方消費税額)

委託概要

1 委託場所

秋田市上北手古野字大繁沢先

2 委託内容

別紙「高速走行抑止システム撤去委託仕様書」による

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

委託名

高速走行抑止システム撤去委託

内訳明細書

細 目	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
委託場所 秋田市上北手古野字大繁沢先						
撮影端末装置F型柱及び基礎撤去路面復旧						
舗装版破碎	t=40mm	7.20	m ²			
舗装版切断	t=40mm歩道幅	9.20	m			
殻運搬	アスファルト殻	0.29	m ³			
殻運搬	コンクリート殻	3.84	m ³			
基礎・杭撤去積込	3.84m ³ H鋼2本	1.00	基			
山砂		10.50	m ³			
下層路盤	t=150mm	10.40	m ²			
歩道舗装工	t=40mm	10.40	m ²			
警告端末装置(速度警告板)撤去						
速度警告板	1,400×400 26kg	1	基			
警告端末装置(速度警告板)柱		1	基			
警告端末装置(速度警告板)柱基礎撤去路面復旧						
舗装版破碎	t=40mm	4.40	m ²			
舗装版切断	t=40mm歩道幅	6.40	m			
殻運搬	アスファルト殻	0.18	m ³			
殻運搬	コンクリート殻	0.51	m ³			
基礎撤去積込		0.51	m ³			
山砂		3.07	m ³			
下層路盤	t=150mm	5.04	m ²			
歩道舗装工	t=40mm	5.04	m ²			
警告端末装置(車両感知器)柱撤去		1	基			
警告端末装置(車両感知器)柱基礎撤去路面復旧						

舗装版破碎	t=40mm	3.80	m ²			
舗装版切断	t=40mm歩道幅	5.80	m			
殻運搬	アスファルト殻	0.15	m ³			
殻運搬	コンクリート殻	0.25	m ³			
基礎撤去積込		0.25	m ³			
山砂		2.12	m ³			
下層路盤	t=150mm	4.16	m ²			
歩道舗装工	t=40mm	4.16	m ²			
予告看板柱(1)撤去						
予告看板		1	基			
予告看板柱		1	基			
予告看板柱(1)基礎撤去路面復旧						
舗装版破碎	t=40mm	3.80	m ²			
舗装版切断	t=40mm歩道幅	5.80	m			
殻運搬	アスファルト殻	0.15	m ³			
殻運搬	コンクリート殻	0.29	m ³			
基礎撤去積込		0.29	m ³			
山砂		2.54	m ³			
下層路盤	t=150mm	4.16	m ²			
歩道舗装工	t=40mm	4.16	m ²			
予告看板柱(2)撤去						
予告看板		1	基			
予告看板柱		1	基			
予告看板柱(2)基礎撤去路面復旧						
舗装版破碎	t=40mm	3.80	m ²			
舗装版切断	t=40mm歩道幅	5.80	m			
殻運搬	アスファルト殻	0.15	m ³			

殻運搬	コンクリート殻	0.29	m ³			
基礎撤去積込		0.29	m ³			
山砂		2.54	m ³			
下層路盤	t=150mm	4.16	m ²			
歩道舗装工	t=40mm	4.16	m ²			
架線撤去		1	式			
撤去材運搬・処分		1	式			
交通規制費		1	式			
撤去材処分		1	式			
諸経費						
共通仮設費		1	式			
現場管理費		1	式			
一般管理費		1	式			
小計						
消費税及び地方消費税相当額						
合計						

(様式第 1 号)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

申請者住所

商号 (名称)

代表者氏名

印

秋田県が調達する次の案件の委託契約に係る一般競争入札への参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと、秋田県税に滞納がないこと、社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと（適用除外事業所を除く。）、秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと、ならびに添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

委託名 高速走行抑止システム撤去委託

委 任 状

私は（受任者名） を代理人として、

高速走行抑止システム撤去委託

の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委 任 者	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印

受 任 者	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印

契約担当者

秋田県知事 佐竹 敬久 様

入札書

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県知事 佐竹 敬久 様

代表者が 入札する 場合	住所 商号又は名称 氏名	印
代理人が 入札する 場合	代理人氏名 委任者の 商号又は名称	印

次のとおり入札します。

入札に付する事項	高速走行抑止システム撤去委託
入札金額	
入札保証金	免除

備考 当該金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が落札価格です。

再入札書

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県知事 佐竹 敬久 様

代 表 者 が 入 札 す る 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	印
代 理 人 が 入 札 す る 場 合	代 理 人 氏 名 委 任 者 の 商号又は名称	印

次のとおり入札します。

入札に付する事項	高速走行抑止システム撤去委託
入 札 金 額	
入 札 保 証 金	免 除

備考 当該金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が落札価格です。

入札に関する注意事項

1 委任状の記載について

- (1) 入札に参加する者が代理人の場合は委任状が必要である。
(入札1件につき1枚必要)
- (2) 委任年月日は、公告日から入札の日までの間の年月日とすること。
- (3) 収入印紙は不要である。
- (4) 契約担当者は「秋田県知事 佐竹敬久」とすること。
- (5) 入札に付する事項欄には、入札説明書に記載されている事項名を記載すること。
- (6) 委任者の欄には会社の所在地住所、会社の商号又は名称、代表者の氏名を記載し、代表者印を押印すること。

2 入札書の記載について

- (1) 入札年月日は入札執行の日とする。
- (2) 契約担当者は、上記1の(4)と同じであること。
- (3) 代表者が入札する場合は、会社の住所、会社の商号又は名称、代表者の職氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、代理人の氏名を記載し、委任状の受任者印と同じ印を押印のうえ、委任者の商号又は名称を記載することとし、代理人の住所の記載は要しない。この場合、代表欄への記入及び押印は不要であるので注意すること。
- (5) 入札に付する事項は、上記1の(5)と同じであること。
- (6) 入札金額欄は次の事項に注意すること。
 - ア 総額契約であるか単価契約であるか間違わないようにすること。
 - イ 見積もった金額の110分の100に相当する額を記載すること。
(当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の落札金額となる。
消費税課税業者の場合は消費税を除いた額に相当する)
 - ウ 金額欄を訂正した場合は、訂正印を押しても無効となること。
 - エ 桁数を間違わないこと。
 - オ 入札に参加した場合の入札辞退は、入札書の金額欄に「入札辞退」と記入して提出すること。
 - カ 入札保証金額には、入札保証金を納めた場合にはその金額を、免除された場合には免除条項を記載すること。
 - キ 欄外に「備考：当該金額に10/100に相当する額を加算した額が法律上の落札金額である。」と記載すること。

3 落札者の決定について

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある時は、くじによる抽選で落札者を決定する。

(3) 落札者がいない場合はただちに再度入札を行う。

4 入札者が一旦提出した入札書はいかなる場合にあって書き換え、撤回できない。

5 次の各号に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について二以上の入札の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) その他、指示した条件に違反すると認められた入札

※ なお、無効な入札書が提出された場合には、以後の入札は受け付けないので注意すること。

6 納入期限等について

納入期限、納入期日、入札日時等について確認すること。

7 その他

入札に関する問合せは、

警察本部会計課 管財係 (Tel018-863-1111 内線2265) まで連絡すること。